

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針

基本理念 「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の形成」

豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政の三者の協働により、3Rと適正なごみ処理を推進し、限りある資源を有効利用していく「循環型社会の形成」を目指します。

●基本方針1 「3Rの推進」

循環型社会を形成していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し、三者の協働により、Reduce（リデュース、排出抑制）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rの取組を推進します。
その取組の優先順位は、①リデュース ②リユース ③リサイクルとします。

●基本方針2 「適正なごみ処理」

生活環境を保全し、快適な都市機能を維持していくために、法令に基づき、適正なごみ処理体制を確保します。

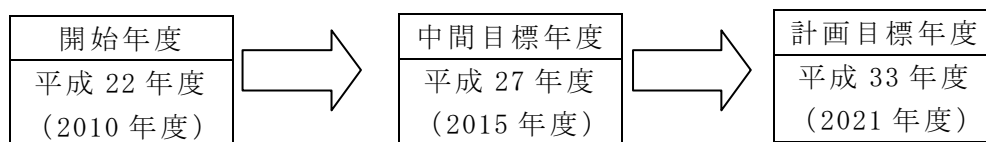
●基本方針3 「最終処分場の延命化」

現在の最終処分場は、一定の残余容量を確保していますが、長期的な視点に立ち、一層のごみの減量化やリサイクルを推進することにより、最終処分場の延命化を図ります。

第2節 計画目標

1 目標年度

計画期間は平成22年度（2010年度）から平成33年度（2021年度）までとし、中間目標年度を平成27年度（2015年度）、計画目標年度を平成33年度（2021年度）とします。



2 計画の目標値

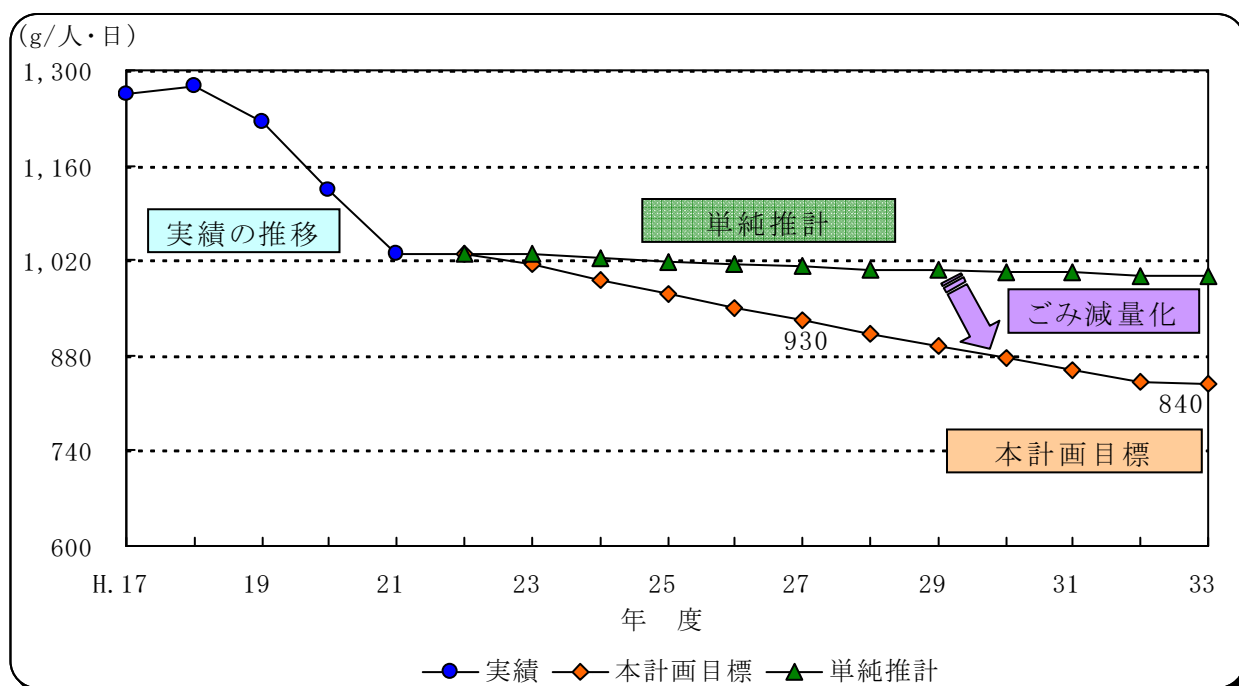
(1) 1人1日当たりのごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均、山口県平均と比較すると、多い状況となっています。今後はさらなるごみの減量化を目指し、次の目標値を設定しました。

現況値：平成21年度・・・1人1日当たりのごみ排出量は**1,030g**です。

中間目標値：平成27年度・・・1人1日当たりのごみ排出量を**930g以下**とします。

計画目標値：平成33年度・・・1人1日当たりのごみ排出量を**840g以下**とします。



(2) リサイクル率の目標

本市におけるリサイクル率は、全国平均、山口県平均と比較すると、高いリサイクル率になっていますが、さらなるリサイクル率の向上を目指し、次の目標値を設定しました。

現況値：平成21年度・・・・・・リサイクル率は**34.2%**です。

中間目標値：平成27年度・・・・・・リサイクル率を**37%以上**とします。

計画目標値：平成33年度・・・・・・リサイクル率を**40%以上**とします。

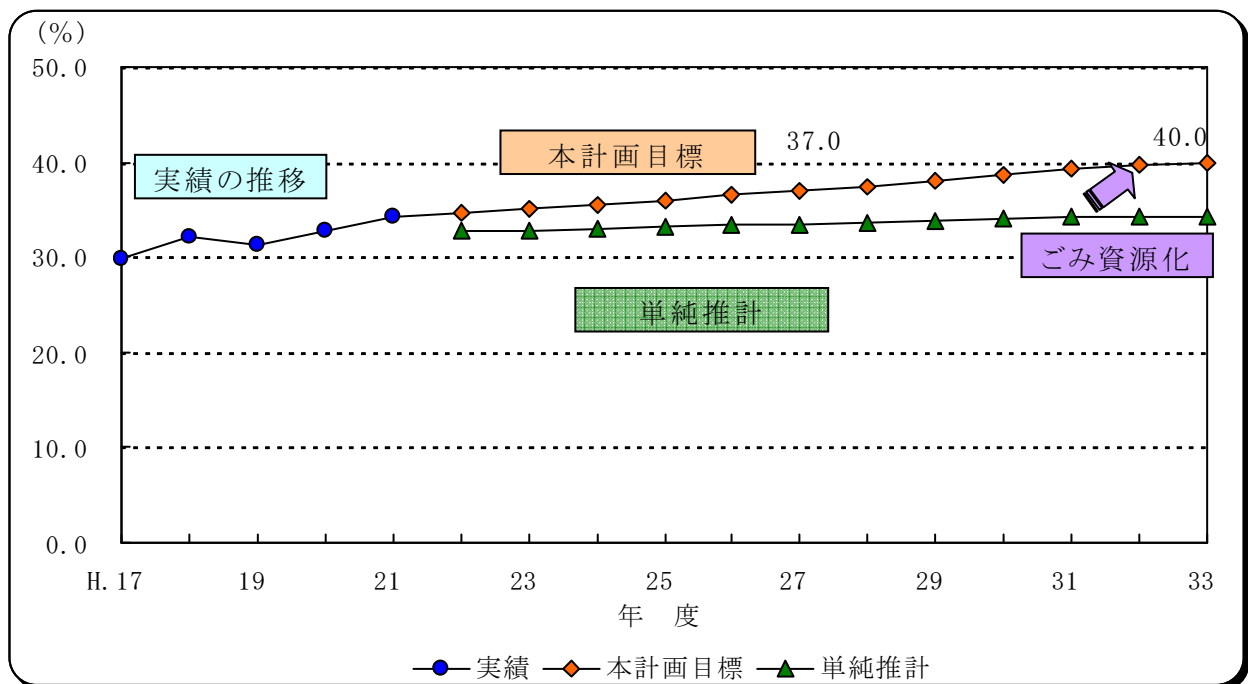


図 3-2-2 リサイクル率の計画目標

第3節 市民・事業者・行政の役割

基本理念の実現に向けて、市民・事業者・行政は、次の役割を担います。

〈市民〉

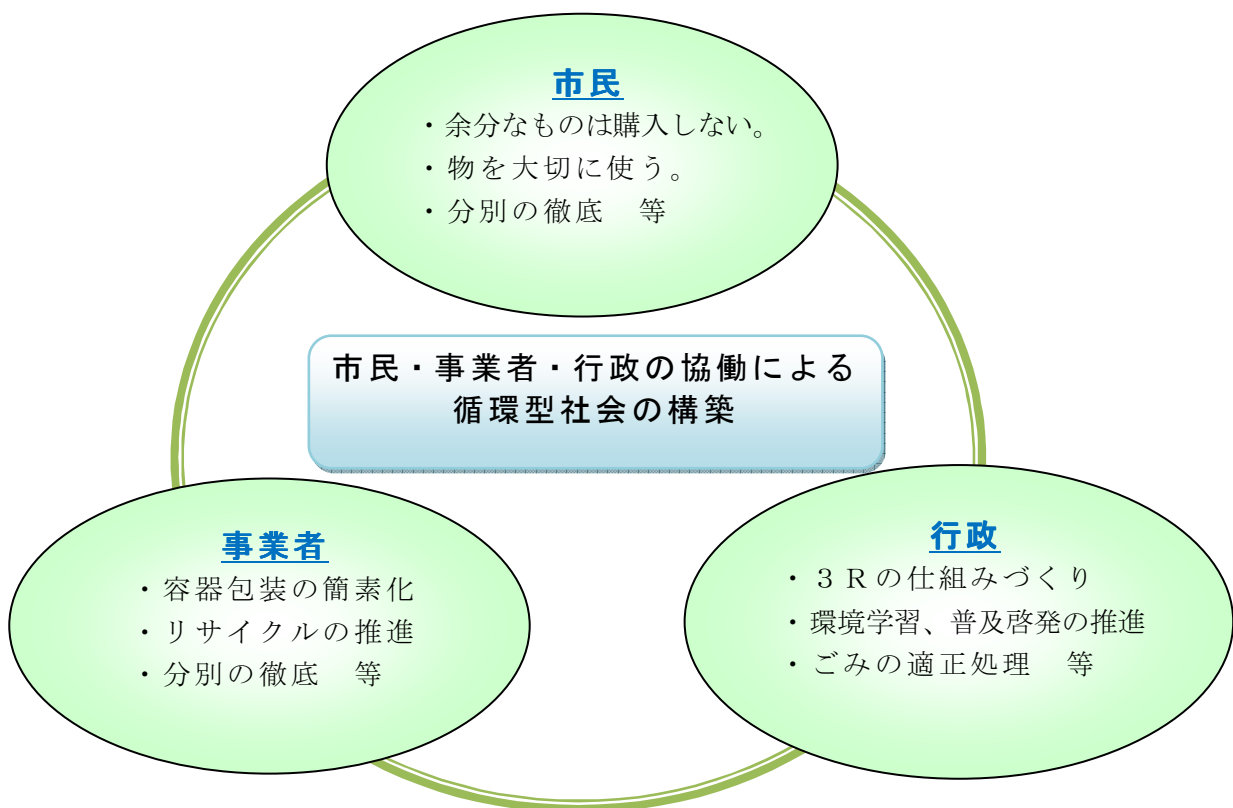
市民は、ごみ・環境問題への理解と関心を持って、3Rの取組を行い、環境にやさしいライフスタイルを実践します。

〈事業者〉

事業者は、事業活動における全ての段階において、環境に配慮した取組を実践します。また、事業活動で発生するごみを適正に処理します。

〈行政〉

行政は、ごみの減量とリサイクルの推進のため、3Rの仕組み作りと普及啓発を行います。また、良好な生活環境を守るため、ごみを適正に処理します。



第4節 3Rに関する施策

基本理念である「市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築」を実現するため、3Rに関する施策を推進していきます。

施策の優先順位は、①リデュース ②リユース ③リサイクルとします。

1 3Rの推進のための普及啓発・環境学習

(1) 普及啓発

- ・市広報やごみダイエツト等の発行
- ・出前講座やごみ分別説明会の開催
- ・大学生、外国人留学生を対象としたごみ分別説明会の実施
- ・情報提供のためのホームページの充実
- ・家電リサイクル法等のリサイクル関連制度の周知
- ・ごみ減量等推進員などの協力によるごみ分別の周知
- ・ごみ減量・リサイクル促進のための人材育成
- ・エコフェアによる情報発信

(2) 環境学習

- ・小中学生を対象とした出前講座や施設見学の受入れ
- ・市民環境大学（仮称）による人材育成

2 リデュース（排出抑制）

1 段ボールコンポストの普及促進

家庭から出されるごみの3割を占めるといわれている生ごみを減らすため、段ボールコンポストを普及促進します。また出来上がった堆肥の有効活用を図ります。

2 生ごみの水切りの徹底

可燃ごみの約50%を占めている水分の減量化を図るため、ごみダイエツト等の広報媒体やごみ分別説明会を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

3 ごみを出さない消費行動の促進

ごみになりにくい物や再資源化を考慮した商品の購入やマイバツグの持参、簡易包装など、ごみの減量化や再資源化に配慮した消費行動を促進します。

4 事業者へのごみ減量指導、協力要請

事業系ごみの適正処理に向け、著しく多量の廃棄物を排出する特定事業者に対し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化に関する計画書を提出させ、また、必要に応じて事業所の戸別訪問により指導を行います。

5 事業者との協働によるごみ減量の推進

ごみの発生抑制、再使用及び再生利用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を「宇部市ごみ減量等優良事業所認定制度」等により広く周知し、環境に配慮した経済活動を促進します。

6 ごみ処理有料化の検討

ごみ処理経費の公表によりごみ処理に要する費用の理解を得るとともに、宇部市廃棄物減量等推進審議会の方針を踏まえ、ごみ排出量の動向を注視しつつ、排出者負担の原則を前提とした家庭ごみの処理有料化制度の導入について検討します。

3 リユース（再使用）

1 リユース食器の利用促進

公的行事においては、イベントごみのゼロを目指し、「使い捨て食器」の利用を抑制し、「リユース食器」の利用を促進します。

2 再生品の利用促進

リサイクルプラザにおいて、自転車や家具などの再生品の展示・販売を促進します。

3 フリーマーケット等のイベント情報の発信

市のホームページにおいて、市民団体・NPO等が開催するフリーマーケット等の情報を発信します。

4 不要品等の再使用の促進

公共施設などで、古着などの不要品交換を行えるような仕組みを作り、リユースを促進します。

4 リサイクル（再生利用）

1 集団回収の推進

ごみの減量化及び資源の有効利用を図るため、生活の中から排出される再利用及び再生利用が可能な再生資源対象物を回収する集団回収を推進します。

2 家庭系廃食油のリサイクルの推進

家庭系廃食油について、スーパーマーケット等の店頭回収によるリサイクルシステムを構築し、廃食油から精製されたバイオディーゼル燃料（BDF）をバスや公用車等に使用します。

3 食品廃棄物のリサイクル

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の多量排出事業者に対して、食品リサイクルの誘導を行います。また学校給食の残渣リサイクルをさらに強化していきます。

4 剪定枝等のリサイクル

剪定枝や刈草について、新たな分別・回収方法を構築し、チップや堆肥にすることで、さらなるリサイクルの推進を図ります。

5 雑紙のリサイクル

古紙及び紙製容器包装以外の紙類（雑紙）について、新たな分別・回収方法を構築し、再生紙などの原材料とすることで、さらなるリサイクルの推進を図ります。

6 布製品のリサイクル

布製品について、新たな分別・回収方法を構築し、ウエスや反毛にすることで、さらなるリサイクルの推進を図ります。

7 レアメタルのリサイクル

小型電子機器や携帯電話等に含まれているレアメタルについて、国や企業の動向を注視し、分別・回収等を検討します。

8 スラッグのリサイクル

焼却場から出るスラッグ(※注)のリサイクルを推進します。

9 資源物の店頭回収の拡大

資源物の店頭回収を積極的に取り組んでいる店舗を市のホームページに紹介するとともに、店舗と品目の拡大について、努めます。

10 事業系ごみのリサイクルネットワークの構築

事業者間での不用品や再生資源の流通を促進するネットワークを構築し、ごみの減量化・資源化を図ります。

11 大学・企業と連携した技術開発

新たなリサイクル技術の開発等、産学連携による共同研究・実用化を促進します。

(※注) スラッグ：廃棄物焼却炉から排出される焼却残さ（焼却灰、飛灰）を溶融炉により高温溶融した後、冷却個化された固形物質をいいます。

第5節 適正なごみ処理に関する施策

1 分別・排出

- (1) 現行の9分別排出を継続します。但し、状況の変化に応じ、分別品目の見直しを含め検討します。
- (2) ごみの分別の徹底と適正排出を推進します。

2 収集・運搬

- (1) 家庭系ごみについては、現行どおりの収集運搬体制を継続します。
- (2) 事業系ごみについては、排出量や分別区分等を勘案しつつ、許可制による民間収集を継続します。
- (3) 障害者や高齢者を対象とした「ふれあい戸別収集」を充実させます。
- (4) 新たな分別品目の追加あるいは分別の徹底による量の増減がある場合、または市民の要望に応じて適宜合理的に見直しを図っていくものとします。

3 中間処理

- (1) 適正な運転管理による安定したごみ処理を行います。
- (2) 適正な維持管理及び補修期間を確保するとともに、施設の予防保全の強化を図ります。
- (3) 本市で中間処理を行うごみは、家庭および事業所から排出された一般廃棄物としますが、特別管理一般廃棄物*¹) (本市のごみ処理過程で発生するものを除く)、法で定める適正処理困難物*²) (スプリングマットレスを除く)、家電リサイクル法に規定される特定品目*³)については、本市では行わないこととします。
- (4) 産業廃棄物は、本市では原則処理しないこととします。
- (5) 災害時に発生する一時大量ごみについては、状況に応じた対策を図ることとします。

*¹)PCB使用部品、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物

*²)廃自動車タイヤ等

*³)エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機

4 最終処分

- (1) 不燃ごみの減量や中間処理による再資源化・減容による最終処分の最小化を進め、現有処分場の延命化に努めるものとします。
- (2) 近年の最終処分場を取り巻く情勢に留意し、適正な維持管理を継続して行うことにより、周辺環境の保全に努めます。

5 その他の適正処理対策

(1) 不法投棄対策

不法投棄については、不法投棄対策推進員による監視パトロールを行うとともに、警察等の関係機関と連携して防止対策を図ります。

(2) 適正処理困難物対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。

(3) 災害廃棄物対策

災害発生時においては、被災による都市機能や市民生活の早期回復を実現するため、他の自治体や関係団体との総合的な支援連携に努めます。

大規模災害の発生時には、がれき等の廃棄物が一時的に多量に排出され、同時に交通網の麻痺も懸念されます。そのため、平常時のような廃棄物の収集運搬や処理を行うことが困難となることから、民間との協力体制にかかる連携強化を検討します。

災害時における廃棄物処理は現有の処理能力では、処理自体はもとより収集運搬、人員などの様々な機材・資材の不足が懸念されます。そのため、本市内での処理を原則としますが、周辺の地方公共団体との協力体制にかかる連携強化を検討します。

(4) 在宅医療廃棄物対策

注射針等の鋭利な物は、感染性廃棄物として医療機関で回収し、その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として処理することを原則として、医療機関等と連携してルール化し、適正処理を行います。